

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		7 東建第 6 7 5 号 令和 7 年 6 月 2 日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 愛知県名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2		
氏名 流域下水道管理者		
愛知県知事 大村 秀章		
電話番号 0 5 2 - 9 6 1 - 2 1 1 1		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	豊川浄化センター	
事業場の所在地	愛知県豊橋市新西浜町 1 - 3	
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	3 6 : 水道業	
② 事業の規模	処理水量 : 34, 397, 960 m³	
③ 従業員数	47人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 : 下水処理の過程で発生した汚泥は濃縮、消化、脱水後、自己中間処理として焼却して減量化を行い、焼却灰は建設資材等へ再資源化している。 しき・沈砂 : 民間の中間処理業者に委託して脱水後、埋立処分。 蛍光灯 : 民間の業者にて破砕をして、再資源化または埋立処分 金属くず : 民間の業者にて選別をして、再資源化または埋立処分。 混合廃棄物 : 民間の業者にて選別をして、再資源化または埋立処分。	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制) 愛知県東三河建設事務所都市施設整備課 担当職員数9名 下水道事業の計画・建設・管理等 ↓ 指定管理者 公益財団法人愛知水と緑の公社下水道部豊川事業所豊川浄化センター 常駐職員数10名（特別管理産業廃棄物管理責任者を含む） ↓ 運転業務の一部を委託契約 メタウォーターサービス株式会社 豊川浄化センター常駐職員数32名 ↓ 愛知クリーンエナジー株式会社 常駐職員数5名 汚泥処理施設の運転・機器保守等、バイオマス発電 ↓ 廃棄物を場外搬出 ↓ 有効再生利用 埋立処分		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙（1）のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ・下水道の適正使用のPR活動 ・下水汚泥の消化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙（1）のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) ・下水道の適正使用のPR活動の強化 ・発生量は、流入してくる水量や水質、処理状況により異なってくる。 自己中間処理による最終処分量の減量化に努める。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・該当なし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・該当なし	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙（１）のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) ・濃縮→消化→脱水→焼却		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙（１）のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産 業 廃 棄 物 の 種 類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産 業 廃 棄 物 の 種 類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		別紙（2）のとおり		
	全 処 理 委 託 量				
		優良認定処理業者への処 理 委 託 量			
		再生利用業者への処 理 委 託 量			
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量			
	(これまでに実施した取組) ・汚泥については自己中間処理を実施し減量化を図り、処理後の焼却灰の有効利用業者への処分に努めた。 ・処分業者の適正処分の確認のため、追跡調査を実施した。				

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙（２）のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) ・ 再利用に利用しやすいように、安定した処理を行い、性質を維持する。 そのためにも必要な、施設管理及び増設を実施する。 ・ 処分業者の適正処分の確認のため、追跡調査を実施する。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

(別紙1)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず	混合廃棄物			
	排出量	14,548 t	67 t	8 t	1 t	40 t			
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず ^a	混合廃棄物			
	排出量	15,020 t	65 t	8 t	1 t	40 t			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず ^a	混合廃棄物			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,721 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず ^a	混合廃棄物			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10,420 t	0 t	0 t	0 t	0 t			

(第4面)

(別紙2)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類		汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず ^a	混合廃棄物		
	全処理委託量		1,827 t	67 t	8 t	1 t	40 t		
		優良認定処理業者への処理委託量	579 t	67 t	8 t	1 t	40 t		
		再生利用業者への処理委託量	1,818 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t		

(第5面)

	②計画	【目標】							
		産業廃棄物の種類		汚泥	し渣	蛍光灯	金属くず ^a	混合廃棄物	
		全処理委託量		4,600 t	65 t	8 t	1 t	40 t	
			優良認定処理業者への処理委託量	990 t	65 t	8 t	1 t	40 t	
			再生利用業者への処理委託量	4,600 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
			認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	

〇〇年度の産業廃棄物発生量及び〇〇年度の目標

(単位：t/年)

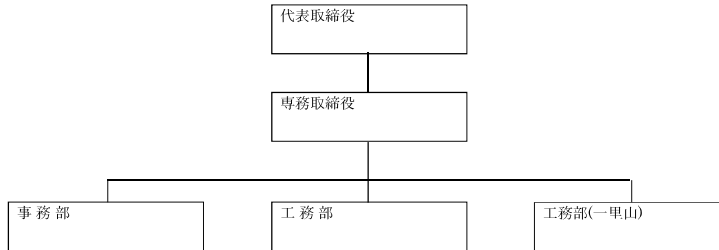
項目		産業廃棄物の種類 (名称)								合計
〇 年 度 の 実 績	〇〇年度の産業廃棄物発生量									
	①自ら再生利用した量									
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									
	③自ら中間処理により減量した量									
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									
	⑤全処理委託量									
	⑥優良認定処理業者への処理委託量									
	⑦再利用業者への処理委託量									
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
〇 年 度 の 目 標	〇〇年度の産業廃棄物発生量									
	①自ら再生利用した量									
	②自ら熱回収を行った量(t/年)									
	③自ら中間処理により減量した量									
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量									
	⑤全処理委託量									
	⑥優良認定処理業者への処理委託量									
	⑦再利用業者への処理委託量									
	⑧認定熱回収業者への処理委託量									
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									

様式第二号の八（第八条の四の五関係）
(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		令和7年5月30日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 豊橋市西幸町字東脇211番地の1		
氏名 株式会社 カイテック 代表取締役 大羽芳樹		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0532-46-8196		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社 カイテック	
事業場の所在地	豊橋市西幸町字東脇211番地の 1	
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	06：総合工事業	
② 事業の規模	豊橋市内分 県内全域（市内含む） 元請完成工事高：10,280万円 14,309万円	
③ 従業員数	49人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建物解体：破碎→選別 がれき類→自社分別後、再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化・埋立 木くず→自社分別後、再生処理業者に委託してチップとして再資源化 混合物→自社分別後、最終処分業者に委託して、埋立処分 廃プラスチック→自社分別後、再生処理業者に委託して再資源化・埋立 金属くず→再生処理業者に委託して再資源化	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず及び陶磁器くず(石膏ボード)
	排出量	173.6 t	10.3 t	975.4 t	11.7 t	257.8 t	47.6 t	39.1 t
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート塊)	がれき類(アスファルト塊)	がれき類	石綿含有産業廃棄物	混合物(水銀使用製品)	燃え殻	
	排出量	4663.8 t	24.93 t	198.3 t	83.8 t	0.3 t	12.5 t	
	産業廃棄物の種類							
	排出量							
	(これまでに実施した取組)							
	工事現場内での廃棄物仕分けの選別徹底							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず及び陶磁器くず(石膏ボード)
	排出量	140t	6t	800t	8t	200t	30t	25t
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート塊)	がれき類(アスファルト塊)	がれき類	石綿含有産業廃棄物	混合物(水銀使用製品)	燃え殻	
	排出量	3,500t	18t	100t	70t	0.2t	7 t	
	産業廃棄物の種類							
	排出量							
	(今後実施する予定の取組)							
	工事現場内での廃棄物仕分けの選別徹底							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類, 金属くず, 木くず, がれき類はそれぞれに分別し保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類 (コンクリート塊)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	3985.2 t
	(これまでに実施した取組) 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類 (コンクリート塊)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	3000 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙のとおり						
	産業廃棄物の種類		廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量								
		優良認定処理業者への処理委託量							
		再生利用業者への処理委託量							
		認定熱回収業者への処理委託量							
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(これまでに実施した取組)								
	現場での分別徹底								

②計画	【目標】 別紙のとおり							
	産業廃棄物の種類	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(今後実施する予定の取組) 現場での分別徹底に加え、可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。							
※事務処理欄								

様式第二号の八別紙

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible][illegible]

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 2 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住所	豊橋市石巻本町字初坂5番地の5
氏名	コスモ生コン 株式会社
	代表取締役 菅沼 雅子
電話番号	0532-88-5506
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	コスモ生コン 株式会社
事業場の所在地	豊橋市石巻本町字初坂5番地の5
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	21：窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造業）
② 事業の規模	95,100万円
③ 従業員数	13人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付書類①

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙添付書類②			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	
	排出量	1,640 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の発生源である戻りコンクリートを減らすため、顧客に注意喚起を促し出荷数量を綿密に連絡を取り合ことにより戻りコンクリートの量を削減することができた。また、戻りコンクリートを有料化にすることにより今まで以上に削減することができた。		
②計画	【目標】 産業廃棄物の発生量を1,600トン以下にする。		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	
	排出量	1,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組みに加え、戻りコンクリートを分別し回収骨材使用を検討する。また、将来的には、スラッジ水を生コン製造に使用し廃棄物の発生を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) なし。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) なし。				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類		ガラス・コンクリート及び陶磁器くず		
	全処理委託量		1,640 t	t	
		優良認定処理業者への処理委託量		0 t	t
		再生利用業者への処理委託量		1,640 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量		0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理業者に委託して、再生路盤材に使用し100%の再生利用率を維持している。				

(第5面)

	②計画	【目標】 全処理委託量1,600 t以下に目標を置く。		
		産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	
		全処理委託量	1,600 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	1,600 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 中間処理業者委託量を減らすため、顧客に戻りコンクリートを出さないよう注意喚起をすると共に戻りコンクリートを有料化とすることにより排出量を減らす。 また、戻りコンを分別し回収骨材等の使用を検討する。なお、再生利用率100%を維持して行く。		
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6 月 4 日

都道府県知事
（市長） 豊橋市長 殿

提出者
住 所 愛知県知立市栄 1 丁目 6 番地
エキタス知立 1 F
氏 名 積水ハウス株式会社
三河シャーマゾン支店
北脇 和仁
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0566-84-5700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	積水ハウス株式会社 三河シャーマゾン支店		
事 業 場 の 所 在 地	豊橋市内の各工事現場 電話番号 0566-84-5700		
計 画 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
	①事 業 の 種 類	0 6 総合工事業	
	②事 業 の 規 模	完成工事高：80億円	
	③従 業 員 数	102人	
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙参照	

(第2面)

産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	排出量	2141.55 t	t
	(これまでに実施した取組) ・新築施工現場では27分別を行いQRラベルによる廃棄物量の実測を行っている ・梱包材の簡素化 ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	排出量	1927.40 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・梱包材の簡素化、余剰材の削減 ・プレカット品の推進（石膏ボード等） ・工法の改善（複合化率のアップ） ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組む		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築工事については、現場にて27分別を実施。解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	49.94 t	t
	(これまでに実施した取組) ・新築廃棄物は、現地にて27分別を実施し資源循環センターに搬入 ・資源循環センターでは、広域認定制度（第279号）に基づき運用 ・資源循環センターでは、持ち込まれた廃棄物を最大80品目に分別 ・資源循環センターでは、マテリアルリサイクル率90%を達成		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	44.95 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状を維持して継続する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	全処理委託量	2091.61 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	162.27 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2034.82 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している ・ 契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している		

(第5面)

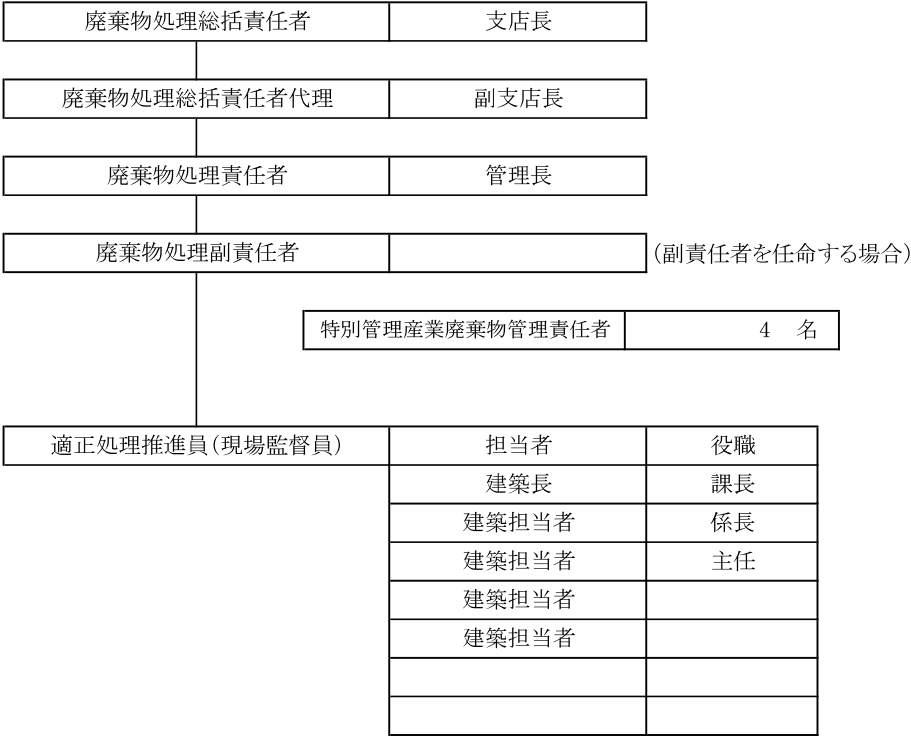
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1882.45 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	146.04 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1831.34 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者の採用を推進する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ、事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行いに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって、減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物への処理及び清掃に関する法律施工令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと

事業所名	積水ハウス㈱三河シャーマン支店
------	-----------------

【 廃棄物管理体制図 】



豊橋市長 殿

令和6 年度 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 別表1

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	①排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑤自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑩全処理委託量（①-⑤）	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑮その他の中間処理（①-⑧-⑫-⑬-⑭-⑯）	⑯直接埋立処分委託量
コンクリート	1786.94	0.00	6.83	0.00	0.00	0.00	1780.11	0.00	1780.11	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	117.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	117.44	0.00	117.44	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	1.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	0.00	1.48	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器	6.88	0.00	3.38	0.00	0.00	0.00	3.50	2.50	1.00	0.00	0.00	2.50	0.00
廃プラスチック類	31.30	0.00	8.20	0.00	0.00	0.00	23.10	21.35	1.75	0.00	0.00	21.35	0.00
金属くず	3.09	0.00	3.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	9.36	0.00	9.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	125.20	0.00	5.02	0.00	0.00	0.00	120.18	120.18	120.18	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80	0.80	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	15.41	0.00	14.06	0.00	0.00	0.00	1.35	1.35	1.35	0.00	0.00	0.00	0.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	24.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	24.37	12.73	10.71	0.00	0.00	13.66	0.00
（石綿）がれき類その他	5.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.92
（石綿）ガラス・陶磁器	12.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.82	2.82	0.00	0.00	0.00	0.00	12.82
（石綿）廃プラスチック類	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.54	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.54
（石綿）金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）廃石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）建設混合廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	2141.55	0.00	49.94	0.00	0.00	0.00	2091.61	162.27	2034.82	0.00	0.00	37.51	19.28

豊橋市長 殿

令和7 年度 産業廃棄物処理計画書 別表2

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	①排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	⑧自ら中間処理した後再生利用する量	⑤自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑩全処理委託量（①-⑤）	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑮その他の中間処理（①-⑧-⑬-⑭-⑯）	⑯直接埋立処分委託量
コンクリート	1608.25	0.00	6.15	0.00	0.00	0.00	1602.10	0.00	1602.10	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	105.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	105.70	0.00	105.70	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	1.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.33	0.00	1.33	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器	6.19	0.00	3.04	0.00	0.00	0.00	3.15	2.25	0.90	0.00	0.00	2.25	0.00
廃プラスチック類	28.17	0.00	7.38	0.00	0.00	0.00	20.79	19.22	1.58	0.00	0.00	19.22	0.00
金属くず	2.78	0.00	2.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	8.42	0.00	8.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	112.68	0.00	4.52	0.00	0.00	0.00	108.16	108.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.72	0.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	13.87	0.00	12.65	0.00	0.00	0.00	1.22	1.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	21.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	21.93	11.46	9.64	0.00	0.00	12.29	0.00
（石綿）がれき類その他	5.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.33
（石綿）ガラス・陶磁器	11.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.54	2.54	0.00	0.00	0.00	0.00	11.54
（石綿）廃プラスチック類	0.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.49	0.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.49
（石綿）金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）廃石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）建設混合廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1927.40	0.00	44.95	0.00	0.00	0.00	1882.45	146.04	1831.34	0.00	0.00	33.76	17.35

様式第二号の八（第八条の四の五関係）
(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		令和7年 6月6日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 愛知県豊橋市磯辺下地町字葭山 7 番地		
氏名 原松建設株式会社 代表取締役 原 哲夫		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0 5 3 2 - 4 6 - 3 1 8 8		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	原松建設株式会社	
事業場の所在地	愛知県豊橋市磯辺下地町字葭山 7 番地	
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	0 6 : 総合工事業	
② 事業の規模	元請完成工事高 : 65, 128万円	
③ 従業員数	1 9 人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事 舗装撤去 : がれき類 (アスファルトガラ) →再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 汚泥→再生処理業者に委託して脱水し、造粒固化後その全量を再生改良土に再資源化 構造物撤去 : がれき類(コンクリートガラ)→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託して破碎後、燃料として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託して圧縮後、製鋼原料として再資源化 ガラス・陶磁器くず→中間処理業者に委託して破碎後、埋立処分 混合物→中間処理業者に委託して破碎後、埋立処分 道路支障物撤去 : 木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化 紙くず→再生処理業者に委託して破碎後、再生利用	

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
代表取締役社長 原 正行			
工事部土木課(廃棄物処理統括責任者) 丸山弘之			
工事現場管理責任者(産業廃棄物管理責任者)			
各工事下請業者			
各産業廃棄物処理業者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・舗装撤去において、がれき類(アスファルトがら)、がれき類(コンクリートがら)積み込み時土砂の混入がないよう気をつける。 ・丁張り材はなるべく再利用して木くずの排出を抑える。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も同上の取組を続けていく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・資材置き場にがれき類(アスファルトがら)、がれき類(コンクリートがら)、金属くず、廃プラスチック類、木くずの仮置き場を設置し、分別保管している。 ・事務所に汚泥、金属くず、混合物の保管場所を設置し、分別保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に予定していない。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	全処理委託量		t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・各工事現場ごとに建設廃棄物処理委託契約を交わし、事前実地確認を実施している。 ・委託契約後も定期的に実地確認を行っている。			

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		別紙のとおり
		全処理委託量		t
			優良認定処理業者への処理委託量	t
			再生利用業者への処理委託量	t
			認定熱回収業者への処理委託量	t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
		(今後実施する予定の取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。		
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	排出量	604.58t	628.52t	178.85t	12.96t	21.43t	1.00t	12.00t	1.50t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	排出量	300t	300t	50t	6t	10t	1t	6t	0t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら焼却を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により焼却した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら焼却を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により焼却した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(別紙2)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	全処理委託量	604.58t	628.52t	178.85t	12.96t	21.43t	1.00t	12.00t	1.50t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	13.77t	0t	0t	0t	12.00t	0t
	再生利用業者への処理委託量	604.58t	628.52t	165.08t	12.96t	21.43t	0t	0t	0t
	認定焼却処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定焼却処理業者以外の焼却処分を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート)	がれき類(アスファルト)	木くず	建設泥土(汚泥)	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有混合物
	全処理委託量	300t	300t	50t	6t	10t	1t	6t	0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	25t	0t	0t	0t	6t	0t
	再生利用業者への処理委託量	300t	300t	25t	6t	10t	0t	0t	0t
	認定焼却処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定焼却処理業者以外の焼却処分を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t